

公衆の環境影響評価参加 暫定施行弁法 (弁法：規則の意 - 訳注)

梁鵬

国家環境保護総局環境影響評価管理司

2006年2月14日

『公衆の環境影響評価参加暫定施行弁法』

- 国内・国外の公衆参加の比較
- 制定の必要性
- 起案プロセス
- 説明の必要がある主な問題
- 主な内容

国内・国外の公衆参加の比較

項目	国内の環境評価	国外の管理実践
対象	影響を受ける個人・組織	非政府組織・その他ステークホルダー等も含む
方式	調査アンケートの配布	訪問・戸別アンケート調査・公聴会など
参加時間	報告書作成期間	資料収集・作成・許認可の全プロセス
参加度	建設的な意見の収集が非常に困難	効果的な要求・建議の提言
環境評価報告書	通常は自主的な公開を行わない	公布
効果	形式・短期的行為に流れる	公衆の認可・理解が高まる・プロジェクトが長期的に利益をうける

制定の必要性

- 『環境影響評価法』は公衆の環境影響評価参加のために作られたプラットフォームであるが、環境影響評価法中の公衆参加関連規定の実施を保証するためにも、実施可能な関連規定によるメカニズムの整備が必要である。
- 科学的発展観の実現、行政能力の向上、社会の安定の維持、調和のとれた社会の構築、投資環境の改善、良好な社会イメージの樹立、また生態環境の改善、人々の健康の保証のためにも、早急に公衆の環境影響評価参加の具体的な管理規則の制定が必要である。公衆の環境影響評価参加の活動の規範化を図るには、評価及び許認可のプロセスが含まれる。

「弁法」の特徴及び期待される役割

- 情報公開プロセスと交流及びコミュニケーションのルートを規範化した。環境影響評価の科学性・的確性を高め、同時に公衆の環境関連情報を知る権利を保障し、公衆の環境保全意識を高めた。
- 建設事業主・環境評価報告作成機関の義務を規範化した。プロジェクト建設において、情報の錯綜などが原因となるプロジェクト建設及び運行後のプロジェクト建設側と公衆間での対立を減少させ、調和のとれた社会を構築しやすいよう、対立を前もって解いておく。
- 許認可プロセスでの公衆参加条件と意義を規範化した。許認可の透明度を高め、科学的・民主的な意思決定を保障する。

起案プロセス

- 2005年6月、作成チームが資料収集に着手し、文献調査を行った上で、6月末に『公衆の環境影響評価参加管理法』討論稿第一次稿が完成。
- 2005年7月・8月に、『公衆の環境影響評価参加管理法』討論稿を修正し、第2次・第3次・第4次稿を作成

起案プロセス

- 2005年9月7日、環境影響評価管理司が専門家への意見徴募会を主催した。国家環境保護総局政策法規司が会議に出席したほか、北京大学・清華大学・武漢大学・中国民間組織協力促進会と中国国際貿易仲裁委員会の専門家が参加し、討論稿に対し、貴重な意見を述べ、討論稿第5次稿が作成された。

起案プロセス

- 2005年11月10日、総局弁公庁は『公衆の環境影響評価参加弁法』（意見募集用草稿）に対して、各級環境保護局・国务院の関連部門に意見を求めるよう書簡を配布した。同時に、総局のウェブサイトで、『公衆の環境影響評価参加弁法』（意見募集用草稿）全文を掲載し、2005年11月10日から12月7日の期間、社会各界に公に意見を求めた。
- 2005年12月28日、総局環境影響評価司は北京で、『公衆の環境影響評価参加弁法』へのフィードバックディスカッションを開催し、関連意見に対し分析と討論を行った。

起案プロセス

- 2006年1月、総局環境影響評価司・政策法規司・環境工程評価センターと起案グループは『公衆の環境影響評価参加暫定管理弁法』に対する討論を重ね、『公衆の環境影響評価参加暫定管理弁法』（審査を仰ぐための稿）を作成した。
- 2006年2月13日、総局政策法規司は『公衆の環境影響評価参加暫定管理弁法』（審査を仰ぐための稿）に対し、法規との一貫性に関する審査を行い、『公衆の環境影響評価暫定施行弁法』（許可申請稿）を作成した。

説明の必要がある主な問題

- 適用範囲
- 義務者
- 情報公開の基本条件
- 公衆参加の形式・範囲
- 公衆参加の権利救済
- 公聴会

適用範囲

- 環境影響に関する評価・許認可プロセス
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクト
- 環境敏感区に建設し、環境影響報告表を作成すべき建設プロジェクト
- 環境影響報告書または環境影響報告表が承認されたあと、プロジェクトの性質・規模・場所・採用する生産技術または汚染対策及び生態破壊防止措置に、大きな変更があり、建設事業主が環境影響評価書類の許認可申請を改めて行うべき建設プロジェクト
- 環境影響報告書または環境影響報告表が承認された日から、5年以上が経過した後に建設の着工が決定され、本来の許認可機関に再度許認可するよう、改めてその環境影響評価書類を提出すべき建設プロジェクト
- 『環境影響評価法』に基づいて規定された関連特定計画

義務者

- 建設プロジェクトの建設事業主
- 特定計画の策定組織
- 環境保護主管部門
- 建設事業主と計画策定部門は、当該建設プロジェクトまたは計画に対する環境影響評価を請け負う環境影響評価機関またはその他組織に委託することができる

情報公開の基本条件

- 情報公開は公衆参加の基本条件である
- 環境敏感区に建設され、環境影響報告書または環境影響報告表の作成が必要なプロジェクトは情報公開を3回行う必要がある
- 第1回目は環境影響評価機関に環境影響評価を委託してから7日以内に行う
- 第2回目は、環境影響評価文書作成後、許認可申請前に行う。
- 第3回目は、環境影響評価文書の受理・許認可プロセスにおいて行い、許認可部門がそれを行なう。
- 一般プロジェクトは、環境影響評価の開始段階の情報公開を省略してもよい。

情報公開の基本条件

- 主な方式：
 - (一) 建設プロジェクトが影響を及ぼすおそれのある範囲内の公共メディア上に公告する
 - (二) 関連公告情報を含む印刷物を公に無料配布する。
 - (三) その他公衆が事実を知り得るのに便利な方式。

公衆参加の形式

- 公衆参加の形式：

パブリックコメント調査、専門家コンサルテーション、座談会、論証会、公聴会等の形式。特定計画またはプロジェクトの環境影響の大きさ・敏感度に応じて、それぞれ異なる形式を採用する。

公衆参加の権利救済

- 建設事業主・策定組織または受託機関がフィードバックされた明確な意見を採用せず、不採用の説明が付記されていない、と公衆が判断した場合、環境影響評価文書を許認可する環境保護主管部門に申し立てを行った上、書面で明確で具体的な提言及び意見を述べることができる。環境影響評価文書を許認可する環境保護主管部門は確認を行うことができる。

『弁法』の主な内容

- 『弁法』は、「総則」・「公衆参加についての一般的要求」・「公衆参加の形式」・「計画に対する環境影響評価の公衆参加の特殊規定」・「付則」の5章40条からなる。
- 弁法の目的・適用範囲・公衆参加の原則・情報公開とパブリックコメント募集の主体と義務・情報公開の内容と方式・公衆参加代表の選出原則・公衆参加の形式及びパブリックコメントの処理を規定し、それぞれの公衆参加活動の展開に原則的な条件を提示し、公聴会のプロセスと規定を細分化した。また、公衆参加のない環境影響評価文書については、環境保護行政主管部門は受理してならない、と規定した。

第一章 総則

- 第一条 公衆の環境影響評価への参加を推進し規範化を図るために、『環境影響評価法』、『行政許可法』、『法に基づく行政の全面推進に関する実施綱要』、『国務院、科学的発展観の実現と環境保全強化に関する決定』などの法律と法規的文書の環境情報公開と社会監督強化に関する規定に基づいて、本弁法を制定する。

第一章 総則

- 第二条 本弁法は以下の公衆の環境影響評価参加に適用される：
 - (一) 環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクト。
 - (二) 環境影響報告書が承認されたあと、プロジェクトの性質・規模・場所・採用する生産技術または汚染対策及び生態破壊防止措置に、大きな変更があり、建設事業主が環境影響評価報告書の許認可申請を改めて行うべき建設プロジェクト。
 - (三) 環境影響報告書が承認された日から、5年以上が経過した後に建設の着工が決定され、本来の許認可機関に再度許認可するよう、改めてその環境影響評価報告書を提出すべき建設プロジェクト。

第一章 総則

- 第三条 環境保護行政主管部門が、環境影響報告書または環境影響報告表の許認可または再許認可を行うプロセスでパブリックコメントの募集を行う際、本弁法が適用される。
- 第四条 国家は公衆の環境影響評価参加を奨励する。
公衆参加は、公開、平等、広範囲、便宜の原則を実行する。

第一章 総則

- 第五条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関が環境影響報告書を作成するプロセス、環境保護行政主管部門が環境影響報告書の許認可または再許認可を行うプロセスにおいて、本弁法の規定に基づいて、関連環境影響評価の情報を公開し、パブリックコメントを募集することとする。但し、国が機密保持を定めている情報は除外する。

建設事業主は、環境影響評価を請け負う環境影響評価機関に委託して、パブリックコメントの募集を行うことができる。

第一章 総則

- 第六条 国家の規定に基づいてパブリックコメントを募集すべき建設プロジェクトは、建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関が、環境影響評価ガイドラインの関連規定に基づいて、建設プロジェクト環境影響報告書における公衆参加の章を設けることとする。
- 国家の規定に基づいてパブリックコメントを募集すべき建設プロジェクトで、環境影響報告書に公衆参加の章がないものについては、環境保護行政主管部門は受理してならない。

第二章 公衆参加についての一般的要求

第一節 環境情報の公開

- 第七条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関、環境保護行政主管部門は、本弁法の規定に基づき、公衆が知るのに便利な方法を採用し、公衆に関連の環境影響評価情報を公開しなければならない。

第二章 公衆参加についての一般的要求

- 第八条 『建設プロジェクト環境保護分類管理リスト』
が定める環境敏感区に建設し、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクトについて、建設事業主が環境影響評価を請け負う環境影響評価機関を決定してから7日以内に、公衆に以下の情報を公開することとする。
 - (一) 建設プロジェクトの名称と概要
 - (二) 建設プロジェクトの建設事業主の名称と連絡方法
 - (三) 評価を請け負う環境影響評価機関の名称と連絡方法
 - (四) 環境影響評価のプロセスと主な作業内容
 - (五) パブリックコメント募集の主な事項
 - (六) パブリックコメント提出の主な方式

第二章 公衆参加についての一般的要求

- 第九条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関は、環境影響報告書の公衆参加の章以外の内容を作成した後、環境保護行政主管部門に許認可または再許認可の申請を行う前に、公衆に以下の内容を公開することとする：
 - (一) 建設プロジェクトの状況概説
 - (二) 建設プロジェクトが環境に及ぼしうる影響の概説
 - (三) 環境に及ぼすマイナス影響を予防・軽減する対策と措置の要点
 - (四) 環境影響報告書に記載された環境影響評価の結論の要点
 - (五) 公衆が環境影響報告書のダイジェスト版を検索・閲覧する際の方式と期限、及び公衆が必要に認識する際に、建設事業主とその委託を受けた環境影響評価機関に情報の補充を求める方式と期限
 - (六) パブリックコメント募集の範囲と主要事項
 - (七) パブリックコメント募集の具体的形式
 - (八) パブリックコメント提出の期限

第二章 公衆参加についての一般的要求

- 第十条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関は、以下のひとつ、または複数の方式で情報公開を行うことができる。
 - (一) 建設プロジェクト所在地の公共メディア上での公告発表
 - (二) 関連公開情報を含む印刷物の無料配布
 - (三) その他公衆が事実を知り得るのに便利な方法

第二章 公衆参加についての一般的要求

- 第十一条 建設事業主とその委託を受けた環境影響評価機関は、以下のひとつまたは複数の方式で、公衆にその理解に便利な環境影響報告書のダイジェスト版を公開することができる。
 - (一) 特定の場所で、環境影響報告書のダイジェスト版を提供する
 - (二) 環境影響報告書のダイジェスト版を含む専用ウェブサイトを作成する
 - (三) 公共ウェブサイトまたは特定ウェブサイト環境影響報告書ダイジェスト版にリンクできるようにする
 - (四) その他公衆が環境影響報告書のダイジェスト版を入手するのに便利な方式。

第二章 公衆参加についての一般的要求

第二節 パブリックコメントの募集

- 第十二条 建設事業主とその委託を受けた環境影響評価機関は、情報を公開し、環境影響報告書ダイジェスト版を公開した後、パブリックコメント調査、専門家コンサルテーション、座談会、論証会、公聴会等の形式で、パブリックコメントを公に募集することとする。

建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関がパブリックコメントを募集する期限は10日以上とし、パブリックコメントの募集期間中は、公開された関連情報を公開しておくこととする。

環境保護行政主管部門に許認可または再許認可を受けるために環境影響報告書を提出する前に、建設事業主とその委託を受けた環境影響評価機関は、適切な方式でパブリックコメントを提出した公衆に意見の処理状況をフィードバックすることができる。

第二章 公衆参加についての一般的要求

- 第十三条 環境保護行政主管部門は、建設プロジェクトの環境影響報告書を受理した後、政府その他公衆が事実を知り得るのに便利な方法で、すでに受理した環境影響報告書の関連情報を公開し、パブリックコメントを募集することとする。

環境保護行政主管部門がパブリックコメントを募集する期限は10日以上とし、パブリックコメントの募集期間中は、公開された関連情報を公開しておくこととする。

環境保護行政主管部門は、本条第一項規定の方式に基づいてパブリックコメントを募集した後、パブリックコメントが比較的多い建設プロジェクトに対し、パブリックコメント調査、専門家コンサルテーション、座談会、論証会、公聴会等の形式で、再度パブリックコメントを募集することができる。

環境保護行政主管部門は、許認可または再許認可の決定を行った後、政府ウェブサイト上で許認可または再許認可の結果を公開することとする。

第二章 公衆参加についての一般的要求

- 第十四条 公衆は関連情報の公開後、書簡・ファックス・Eメールまたは関連公告要求に基づくその他の方式で、建設事業主とその委託を受けた環境影響評価機関・環境影響報告書の許認可または再許認可を行う環境保護行政主管部門に、書面にて意見を提出することができる。
- 第十五条 建設事業主とその委託を受けた環境影響評価機関及び環境保護行政主管部門は、地域・職業・専門知識の背景・表現能力・被影響の程度などの要素を総合的に考慮した上で、パブリックコメントの募集対象となる公民・法人またはその他組織を選択する。
パブリックコメントの募集対象となった公衆には、建設プロジェクトの影響を受ける公民・法人またはその他組織の代表が含まれなければならない。

第二章 公衆参加についての一般的な要求

- 第十六条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関、環境保護行政主管部門は、回収されたフィードバック意見のオリジナル資料を保管し、審査に備えることとする。

環境影響評価機関は、環境影響報告書の許認可または再許認可の終了後、パブリックコメント募集の関連オリジナル資料を建設事業主に引き渡すこととする。

第二章 公衆参加についての一般的な要求

- 第十七条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関は、パブリックコメントを真摯に考慮し、環境影響報告書に、パブリックコメントの採用または未採用の説明を加えることとする。

環境保護行政主管部門は専門家諮問委員会を設置して、環境影響報告書のパブリックコメント採用状況の説明に関する審議を行い、その合理性を判断した上で処理の建議を行うことができる。

環境保護行政主管部門は、許認可を行う際、専門家諮問委員会の処理建議を真摯に考慮することとする。

第二章 公衆参加についての一般的な要求

- 第十八条 公衆が、建設事業主またはその受託を受けた機関がパブリックコメントを採用せず、不採用の説明が付記されていないと判断した場合、環境影響評価文書の許認可または再許認可を行う環境保護主管部門に申し立てを行った上、書面で明確な意見を提出することができる。

許認可または再許認可を行う環境保護行政主管部門が必要と判断した場合、パブリックコメントに対し調査確認を行うことができる。

第三章 公衆参加の形式

第一節 パブリックコメント調査と専門家コンサルテーション

- 第十九条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関がパブリックコメントを調査する場合はアンケート等の方式を採用することができ、環境影響報告書の作成プロセスで終了させることとする。

アンケート調査方式でパブリックコメントを募集する場合、調査内容を簡単で一般的かつ明確で分かりやすくし、公衆を明らかに誘導するような問題を避けることとする。

アンケートの配布範囲は建設プロジェクトが影響を及ぼす範囲と一致させることとする。

アンケートの配布数は建設プロジェクトの具体的な状況に基づき、環境影響の範囲・程度、社会的関心度、公衆参加に必要な人材と物資及びその他関連要素を総合的に考慮した上で確定することとする。

第三章 公衆参加の形式

- 第二十条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関が専門家コンサルテーションを行う際、書面またはその他の形式を採用することができる。専門家コンサルテーションには、関連専門家への個別コンサルテーションまたは関連組織の専門家へのグループコンサルテーションが含まれる。コンサルテーションを受ける専門家個人と組織は、コンサルテーション事項に対する明確な意見を、書面形式で返答することとする。個人は署名し、組織は公印を押すこととする。専門家へのグループコンサルテーションを行い、異なる意見があった場合は、コンサルテーションを受けた組織が明確に記載した上で返信を行うこととする。

第三章 公衆参加の形式

第二節 座談会と論証会

- 第二十一条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関が、座談会または論証会の方式でパブリックコメント募集を決定した場合、環境影響の範囲と程度、環境要素、評価要素との関連状況に基づいて、座談会または論証会の主なテーマを合理的に確定することとする。
- 第二十二条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関は座談会または論証会の開催7日前に、座談会または論証会の日時、場所、主なテーマなどの事項を、関連機関及び個人に、書面で通知することとする。

第三章 公衆参加の形式

- 第二十三条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関は、座談会または論証会終了後5日以内に、現場の会議議事録に基づいて座談会議事録または論証結論を整理・作成し、保管して審査に備えておく。

議事録または論証結論は、異なる意見もありのままに記載することとする。

第三章 公衆参加の形式

第三節 公聴会

- 第二十四条 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関（以下、公聴会開催者とする）が、公聴会を開催してパブリックコメントを募集することを決定した場合、公聴会開催の10日日前に、当該建設プロジェクトが影響を及ぼしうる範囲内の公共メディアまたはその他公衆が知ることのできるその他の方式で、公聴会の日時・場所・公聴事項と申し込み方法を通知する。

第三章 公衆参加の形式

- 第二十五条 公聴会への参加を希望する公民、法人またはその他組織は、公聴会通知の要求と方式に基づいて申し込みを行い、同時に、自分の意見の要点も提出することとする。

公聴会開催者は本弁法第十五条の規定に基づいて、申込者の中から公聴会参加代表者を選出し、公聴会開催の5日前に選出した公聴会参加代表者に通知することとする。

公聴会開催者が選出する公聴会参加代表者の人数は、通常15名以上とする。

第三章 公衆参加の形式

- 第二十六条 公聴会開催者が公聴会を行う際、進行役1名、記録係1名を決める。

公聴会参加に選出された組織の代表が公聴会に参加する際は、当該組織の証明を提示し、個人代表は身分証明を提示することとする。

公聴会参加に選出された代表がなんらかの原因で公聴会に参加できない場合は、本人が署名した意見書を公聴会開催者に提出することができる。

- 第二十七条 公聴会参加者は、建設プロジェクトの環境影響に対する意見をありのままに述べ、公聴会の規律を遵守し、関連する技術及び業務機密を保持することとする。

第三章 公衆参加の形式

- 第二十八条 公聴会は公開で行われなければならない。個人また組織は、有効証明書を以って、第二十四条でいう公告に関する規定に基づき、公聴会開催者に、公開されて行われる公聴会の傍聴を申請することができる。

公聴会を傍聴できる人数及び人選は、公聴会開催者が申込者数と申し込み順序によって確定する。公聴会の傍聴者数は通常15人以上とする。

傍聴者は公聴会の規律を遵守することとする。傍聴者には公聴会の発言権は与えられないが、公聴会終了後、公聴会開催者または関連組織に意見を書面で伝えることができる。

- 第二十九条 報道機関が公聴会の取材を行う場合は、公聴会開催者にあらかじめ申請を行うこととする。

第三章 公衆参加の形式

- 第三十条 公聴会は以下のプロセスで行う：
 - (一) 公聴会進行役が公聴事項及び公聴会規律を宣言し、公聴会参加者を紹介する
 - (二) 建設事業主の代表が建設プロジェクトの概況の紹介・説明を行う
 - (三) 環境影響評価機関の代表が建設プロジェクトの環境影響報告書または環境影響報告表の説明を行う
 - (四) 公聴会の公衆代表が、建設プロジェクトの環境影響報告書または環境影響報告表に対する質問・意見を述べる
 - (五) 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関の代表が、公衆代表が述べた質問及び意見に対して解釈・説明を行う。
 - (六) 公聴会の公衆代表と建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関の代表が質疑応答を行う
 - (七) 公聴会の公衆代表が最後の陳述を行う
 - (八) 進行役が公聴会終了を宣言する。

第三章 公衆参加の形式

- 第三十一条 公聴会開催者は公聴会の議事録を作成することとする。
公聴会議事録には下記の事項を明記すべきである：
 - (一) 公聴会の主要テーマ
 - (二) 公聴会進行役と記録係の氏名・職務
 - (三) 公聴会参加者の基本状況
 - (四) 公聴会の日時・場所
 - (五) 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関の代表が、環境影響報告書または環境影響報告表に関する概要説明
 - (六) 公聴会の公衆代表が、建設プロジェクトの環境影響報告書または環境影響報告表に対して述べた質問と意見
 - (七) 建設事業主またはその委託を受けた環境影響評価機関の代表が、公聴会の公衆代表が環境影響報告書または環境影響報告表に関して述べた質問と意見について行った解釈と説明
 - (八) 公聴会進行役の、公聴における関連事項の処理状況
 - (九) 公聴会進行役が記録すべきと認識するその他の事項
- 公聴会の終了後、公聴会議事録は公聴会に参加した代表が確認・署名することとする。
正当な理由もなく署名を拒否した場合は、公聴会議事録に記載することとする。

第三章 公衆参加の形式

- 第三十二条 環境影響報告書または環境影響報告表の許認可または再許認可を行う環境保護行政主管部門が公聴会を行う場合は、『環境保護行政公聴許可暫定施行弁法』の規定を適用する。『環境保護行政公聴許可暫定施行弁法』で規定されていない事項は、公聴会に関する本弁法の規定を適用する。

第四章 計画に対する環境影響評価の公衆参加の特殊規定

- 第三十三条 『環境影響評価法』第八条と第十一条の規定に基づいて、工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・旅行・自然資源開発の関連特定計画（以下計画とする）の策定機関は、マイナスの環境影響を及ぼし、公衆の環境権益に直接影響を与えるおそれのある計画に対し、当該計画草案が許認可申請される前に、論証会・公聴会・またはその他の形式で、関連機関・専門家及び公衆に、環境影響報告書草案に対する意見を求めることとする。
- 第三十四条 計画の策定機関は、環境影響報告書草案に対する関連機関・専門家及びパブリックコメントを真摯に考慮した上で、許認可申請のために提出環境影響報告書に、コメントの採用または不採用の説明を記載することとする。

第四章 計画に対する環境影響評価 の公衆参加の特殊規定

- 第三十五条 環境保護行政主管部門は『環境影響評価法』第十一条と『国務院、科学的発展観の実現と環境保護強化に関する決定』の規定に基づいて、関連部門の専門家と代表による、開発建設計画の環境影響報告書における公衆参加に関する内容の審査を行う際、以下の内容について重点的に審査することとする：
 - (一) 特定計画の策定機関は、当該計画の草案が許認可申請される前に、法に基づいて、論証会・公聴会またはその他の形式で、関連機関・専門家及び公衆の環境影響報告書草案に対する意見を募集するか否かを審査する。
 - (二) 特定計画の策定機関は、関連機関・専門家及び公衆の環境影響報告書草案に対する意見を真摯に考慮し、許認可申請に提出した環境影響報告書に、意見の採用または未採用の説明を記載しているか否かを審査する。

第四章 計画に対する環境影響評価 の公衆参加の特殊規定

- 第三十六条 環境保護行政主管部門が、開発建設計画の環境影響報告書に審査意見を提出する際、公衆参加内容の審査結果の処理意見を提起し、許認可機関に申請するべきである。許認可機関は、許認可にあたり、パブリックコメント及び前項でいうところの審査意見における公衆参加内容の審査結果の処理建議を十分に考慮することとする。審査意見における公衆参加内容の処理建議を採用していない場合は、説明を記載し、文書を保管して審査に備えることとする。

第四章 計画に対する環境影響評価 の公衆参加の特殊規定

- 第三十七条 『環境影響評価法』第七条と『国務院、科学的発展観の実現と環境保護強化に関する決定』に関連規定に基づいて、土地利用の関連計画・区域・流域・海域の建設・開発利用計画の策定機関は、計画の策定プロセスにおいて環境影響評価を行い、当該計画の環境影響に関する章または説明を作成することとする。

土地利用の関連計画・区域・流域・海域の建設・開発利用計画の策定機関は、計画の環境影響評価を行う際、本弁法を参考にしてパブリックコメントを募集することができる。

第五章 付則

- 第三十八条 環境影響評価の公衆参加の技術的規範は、『環境影響評価ガイドライン—公衆参加』によって規定される。
- 第三十九条 本弁法の期限に関する規定は、業務日を指し、休日・祝祭日は含まれない。
- 第四十条 本弁法は、2006年2月 日より施行される。